

令和8年度白河市奨学生募集要項

白河市教育委員会

白河市奨学資金貸与事業は、経済的理由により修学が困難と認められる生徒及び学生に対して、奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図ることを目的としています。令和8年度の奨学生を下記により募集します。

記

1 奨学生の種類と貸与月額（無利息）

すべての学校種別において、学校教育法に規定する学校であることが条件です。専修学校の条件については、特にご注意ください。

(1) 高等学校・高等専門学校奨学生 月額 3万円以内

(2) 専修学校奨学生 月額 4万円以内

ただし、専修学校の場合は、次の条件を満たす学生等とします。

ア 専門課程であること。

イ 修業年限が2年以上であること。

(3) 大学奨学生 月額 5万円以内

2 応募資格

令和8年4月に学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学（短期大学含む）若しくは専修学校に進学する予定の者又は在籍している者で、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 品行が正しく、学業成績が優秀で、身体が強健であること。

(2) 高等学校・高等専門学校に進学又は在学する者にあつては、入学前から市内に継続して1年以上住所を有していること。大学・専修学校に進学又は在学する者にあつては、入学時までに、市内に継続して1年以上住所を有していること（進学を目的として市外に住所を移転している場合は、住所を移転するまでに継続して1年以上市内に住所を有していたこと）。

(3) 保護者又はこれに代わる者の前年の所得の合計が700万円以下（教育委員会で定める別表「特別控除額表」の特別控除額を控除した後の額）であること。

(4) 国・県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与を受けていないこと。

3 貸与始期及び貸与期間

令和8年4月分から奨学生が在学する学校の正規の修学期間

裏面あり

4 出願手続

希望者は、奨学生願書（第1号様式）に必要事項を記入し、奨学生推薦調書（第2号様式）及び関係書類を添えて教育委員会に提出してください。

なお、奨学生願書の提出及び返還には、「市内居住者で独立の生計を営み、保証の能力がある連帯保証人2名」が必要となります（そのうち1名は、保護者又はこれに代わる者としてします）。これ以外の場合は、一切受理できません。

5 提出書類

(1)	奨学生願書（第1号様式）
(2)	奨学生推薦調書（第2号様式） ※在学している学校に作成を依頼してください。 ※既に大学等に在学しており、令和8年4月以降も同大学等に在学予定の方は、大学等の在学証明書を提出してください。
(3)	申請人の成績証明書（第1学年、第2学年、第3学年の1学期） ※在学している学校に交付を依頼してください。 ※既に大学等に在学しており、令和8年4月以降も同大学等に在学予定の方は、大学等の成績証明書を提出してください。
(4)	保護者（両親とも）又はこれに代わる者の令和7年度所得課税証明書
(5)	保護者（両親とも）又はこれに代わる者並びに連帯保証人の令和6年度市税の納税証明書（対象者に課税されている全ての税目）
(6)	住民票（世帯全員の写し）

6 提出先

白河市教育委員会 教育総務課（白河市役所本庁舎3階） 電話 22-1111（内線 2362）

7 受付期間

令和7年10月14日（火）から令和7年12月12日（金）まで

※提出書類は、郵送の場合も含め期間内に必着のこと。

8 奨学生の決定

白河市奨学生選考審査会で審査し、教育委員会が奨学生を決定します。

決定時期 令和8年2月上旬頃

9 返還

卒業の月又は貸与が終了した月の6ヵ月後から15年以内に、貸与を受けた奨学資金の全額を年賦又は月賦で返還していただきます。

また、全額又は一部の額を繰り上げて返還することもできます。

別表

特別控除額表

区分	特 別 の 事 情		特 別 控 除 額				
A 世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯であること		49 万円				
	(2) 就学者のいる世帯であること（就学者1人につき）		小 学 校		8 万円		
			中 学 校		16 万円		
					自宅通学	自宅外通学	
			高等学校	国・公立	28 万円	47 万円	
				私 立	41	60	
			高等専門学校	国・公立	36	55	
				私 立	60	80	
			大 学	国・公立	59	102	
				私 立	101	144	
			専修学校	高等課程	国・公立	17	27
				私 立	37	46	
				専門課程	国・公立	22	62
				私 立	72	112	
	(3) 障害のある人がいる世帯であること		障害のある人1人につき 86 万円				
(4) 長期に療養を要する人がいる世帯であること		療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること		別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする					
(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること		日常的な生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額					
B 本人を対象とする控除	(1) 申込者本人が大学又は専修学校専門課程に進学予約申込者である場合		59 万円				
				自宅通学	自宅外通学		
	(2) 大学・短期大学に在学中である者		国・公立	28 万円	72 万円		
			私 立	44	87		
	(3) 高等専門学校に在学中である者		国・公立	36	55		
			私 立	60	80		
	(4) 専修学校に在学中である者	専門課程	国・公立	20	60		
			私 立	37	76		
		高等課程	国・公立	17	27		
			私 立	37	46		

- 備考 1 A欄の「(2) 就学者のいる世帯であること」による控除は、申込者を除く世帯員を対象とする。ただし、高等学校へ進学または在学する者及び高等専門学校へ進学する者の場合は、申込者も対象とする。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの控除額を合せて控除することができる。
- 3 A欄の「(3) 障害のある人がいる世帯であること」による控除は、申込者を含む。

